

鳥取県介護福祉士修学資金等貸付事業事務取扱要領

第1条 目的

この要領は、平成28年3月2日付厚生労働省発社援0302第10号厚生労働事務次官通知及び平成28年3月28日付第201500194889号鳥取県福祉保健部長通知に基づき実施する貸付事業（以下「貸付事業」という。）を円滑に実施することを目的とする。

第2条 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 介護福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する介護福祉士をいう。
- 2 社会福祉士 法第2条第1項に規定する社会福祉士をいう。
- 3 養成施設等 法第7条第2号若しくは第3号又は第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設をいう。
- 4 実務者研修施設等 法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設をいう。
- 5 介護職員等 「厚生労働大臣が定める基準」（平成12年厚生省告示第25号）第4号等において、その賃金改善が、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第127号）及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）に規定する介護職員処遇改善加算の算定要件とされる職種をいう。

第3条 貸付対象

貸付事業の貸付対象は、以下に掲げる者とする。

- (1) 介護福祉士修学資金貸付事業及び社会福祉士修学資金貸付事業（以下「介護福祉士等修学資金貸付事業」という。）

次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者。

- イ 第2条第3項に規定する養成施設等に在学していること
- ロ 将来、鳥取県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとする者であること
- ハ 学業成績優秀で心身ともに健全であること

- (2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者。

- イ 実務者研修施設等に在学していること
 - ロ 将来、鳥取県内において介護福祉士の業務に従事しようとする者であること
 - ハ 学業成績優秀で心身ともに健全であること
- (3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業（以下「再就職準備金貸付事業」という。）

次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者。

- イ 介護職員等としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有していること
- ロ 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - ①介護福祉士
 - ②実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者
 - ③介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規定に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）
- ハ 介護人材の確保・育成に努めていると鳥取県知事が認める鳥取県内の事業所又は施設に介護職員等として就労した者
- ニ 鳥取県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行う者

第4条 貸付期間及び貸付額

- 1 貸付期間（再就職準備金貸付事業を除く。）は、養成施設等又は実務者養成施設等（以下「養成施設等」という。）に在学する期間とする。
- 2 貸付額は以下のとおりとする。
 - (1) 介護福祉士修学資金貸付事業
次の各号に掲げる額の範囲内とする。なお、貸付対象者が短期養成施設等に在学する者である場合にあつては、次に掲げるロとハの加算はいずれかに限る。
 - イ 貸付額 月額50,000円
 - ロ 入学準備金 200,000円（養成施設入学年度に限る。）
 - ハ 就職準備金 200,000円（養成施設卒業年度に限る。）
 - ニ 国家試験受験対策費 40,000円（平成29年度以降の卒業見込者であつて、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者に限る。以下同じ。）
 - ホ 生活費加算 1月あたり、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として、別表に定める額とする（年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。以下同じ。）。
 - (2) 社会福祉士修学資金貸付事業
次の各号に掲げる額の範囲内とする。なお、貸付対象者が短期養成施設等に在学する者である場合にあつては、次に掲げるロとハの加算はいずれかに限る。
 - イ 貸付額 月額50,000円

- ロ 入学準備金 200,000 円（養成施設入学年度に限る。）
- ハ 就職準備金 200,000 円（養成施設卒業年度に限る。）
- ニ 生活費加算 1月あたり、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として、別表に定める額とする。

(3) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

次の各号に掲げる額の範囲内とする。

貸付額 200,000 円

(4) 再就職準備金貸付事業

次に掲げる額の範囲内とする。ただし、貸付けにあたっては、同一の貸付対象者に対し、1回限りとする。

貸付額 200,000 円

第5条 貸付方法及び利子

- 1 貸付事業は、鳥取県社会福祉協議会長（以下「県社協会長」という。）と貸付対象者との契約により貸付けるものとする。
- 2 利子は、無利子とする。

第6条 連帯保証人

- 1 貸付事業の貸付けを受ける者は、連帯保証人を立てなければならない。
- 2 連帯保証人は、鳥取県内に居住する者でなければならない。
- 3 貸付事業の貸付けを受ける者が未成年者である場合には、連帯保証人は親権者又は後見人でなければならない。

第7条 貸付申請

- 1 貸付事業の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる書類を県社協会長に提出しなければならない。

(1) 介護福祉士等修学資金貸付事業

- イ 介護福祉士修学資金等貸付申請書（様式第1号）
- ロ 在学する養成施設等の長が作成した介護福祉士修学資金等修学生推薦書（様式第3号）
- ニ 貸付けを受けようとする者が生活保護受給世帯の者である場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

① 貸付けを受けようとする者が高校生である場合は、高校の調査書（進学用）

② 貸付けを受けようとする者が前号以外の者である場合は、修学意欲及び就労意思確認書（様式第23号）

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

- イ 介護福祉士修学資金等貸付申請書（様式第1号）
- ロ 在学する実務者研修施設等の長が作成した介護福祉士修学資金等修学生推薦書（様式第3号）

(3) 再就職準備金貸付事業

- イ 再就職準備金貸付申請書（様式第2号）

- ロ 介護職就労証明書（別紙４）
- ハ 介護福祉士資格登録証又は介護職員初任者研修修了証明書等の写し
- ニ 再就職準備金利用計画書（様式第２５号）

第８条 選考基準

- １ 選考に関する基準は、鳥取県と協議のうえ、鳥取県社会福祉協議会において別に定める。
- ２ 貸付けを受けようとする者が生活保護受給世帯の者である場合は、選考の前に、意見書（様式２４号）により福祉事務所長の意見を聞くものとする。

第９条 貸付けの決定及び通知

県社協会長は、第７条の申請書の提出があった場合において貸付けることが適当と認めるときは、貸付けを決定し、申請者に対してその旨を通知するものとする。

第１０条 修学資金借用証書等の提出

貸付対象者は、貸付けが決定したときは、直ちに借用証書（様式第４号）に印鑑登録証明書を添えて県社協会長に提出しなければならない。また、介護福祉士修学資金貸付事業、介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業及び社会福祉士修学資金貸付事業（以下「修学資金」という。）、又は再就職準備金貸付事業（以下「準備金」という。）の貸付けを受けている者（以下「借受人」という。）は、修学資金又は準備金（以下「修学資金等」という。）の貸付けが終了したときは、直ちに介護福祉士修学資金等返還明細書（様式第５号の１）又は再就職準備金返還明細書（様式第５号の２）を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、その連帯保証人が直ちに同様式を県社協会長に提出しなければならない。

第１１条 貸付金の貸付け

県社協会長は、前条の規定による借用書を受理したときは以下のとおり、貸付金を貸付対象者に対し貸付けるものとする。

- １ 介護福祉士等修学資金貸付事業
貸付けは毎月１月分ずつ貸付ける。ただし、県社協会長が必要と認めるときは、２月分以上をまとめて貸付けることができる。
- ２ 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業
貸付け決定後、２０日以内に一括して貸付ける。ただし、県社協会長が必要と認めるときは、分割して貸付けることができる。
- ３ 再就職準備金貸付事業
貸付け決定後、２０日以内に一括して貸付ける。ただし、県社協会長が必要と認めるときは、分割して貸付けることができる。

第１２条 貸付契約の解除及び休止

- １ 修学資金の借受人が、次の各号のいずれかに該当するときはその契約を解除し、該当することとなった日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを打ち切るものと

する。この場合において、当該借受人がその日の属する月の翌月以降の月の分の修学資金の貸付けを既に受けているときは、直ちにこれを返還しなければならない。

- (1) 退学したとき
 - (2) 学業成績又は性行が著しく不良となったとき
 - (3) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき
 - (4) 死亡したとき
 - (5) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと県社協会長が認めたとき
- 2 修学資金の借受人が、30日以上休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から、当該休学又は停学の期間に相当するものとして県社協会長が指定する期間内の月の分の修学資金の貸付けを休止する。この場合において、当該期間内の月の分として既に貸付けた修学資金があるときは、その修学資金は、当該期間の満了する月の翌月以降の月の分として貸付けたものとみなす。
- 3 準備金の借受人が、次の各号に該当するときは、その契約を解除する。
- (1) 退職したとき
 - (2) 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき
 - (3) 死亡したとき
- 4 県社協会長は、借受人が貸付事業の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
- 5 県社協会長は、第1項、第3項及び第4項の規定により契約を解除したとき、又は第2項の規定により貸付けを休止したときは、借受人及び連帯保証人に対してその旨を通知するものとする。

第13条 返還の債務の当然免除

- 1 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、返還の債務を免除するものとする。

(1) 介護福祉士等修学資金貸付事業

イ 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の登録を行い、鳥取県内等（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。）以外の都道府県において貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合は、当該都道府県及び当該被災県の区域とする。以下同じ。）において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務（以下「返還債務対象業務」という。）に従事し、かつ、介護福祉士又は社会福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域

において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が返還免除対象業務に従事した場合は3年）（以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。ただし、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、貸付けを受けた都道府県の区域外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

ロ イに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のための業務を継続することができなくなったとき。

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

イ 実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、鳥取県内等において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。なお、従事する事業所の法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱いは（1）と同様とする。

ロ イに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のための業務を継続することができなくなったとき。

(3) 再就職準備金貸付事業

イ 第3条第1項（3）ハの介護職員等として就労した日から、鳥取県内等において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。なお、従事する事業所の法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱いは（1）と同様とする。

ロ イに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のための業務を継続することができなくなったとき。

2 返還免除を受けようとする者は、介護福祉士修学資金等返還免除申請書（様式第7号の1）又は再就職準備金返還免除申請書（様式第7号の2）に在職証明書（別紙2）を添えて県社協会長に提出しなければならない。

3 県社協会長は、前項の申請書の提出があった場合において返還免除が適当と認めるときは、返還免除の決定をし、申請者及びその連帯保証人に対してその旨を通知するものとする。

第14条 貸付金の返還

- 1 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日（第15条第1項の規定により債務の履行を猶予されたときは、当該猶予された期間が満了する日）の属する月の翌月から修学資金等の貸付けを受けた期間に相当する期間内に、一括払か月賦又は半年賦の均等払方式により、修学資金等を返還しなければならない。
 - (1) 第12条第1項の規定により貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は鳥取県内等において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
 - (3) 鳥取県内等において、第13条の返還免除対象業務（準備金の貸付けを受けた者にあつては介護職員等の業務）に従事する意思がなくなったと認められたとき。
 - (4) 介護等の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 前項の規定は、返還期日前に修学資金等を返還することを妨げない。

第15条 返還債務の履行の猶予

- 1 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等の返還に係る債務の履行を猶予（以下「返還猶予」という。）することができる。
 - (1) 修学資金等を打ち切られた後も引き続き養成施設等に在学しているとき
 - (2) 養成施設等を卒業後更に他の養成施設等に在学しているとき
 - (3) 鳥取県内等において返還免除対象業務又は介護職員等の業務に従事しているとき
 - (4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金等の返還が困難となったとき
 - (5) その他特に理由があると認められるとき
- 2 前項の規定による返還猶予を受けようとする者は、介護福祉士修学資金等返還猶予申請書（様式第6号の1）又は再就職準備金返還猶予申請書（様式第6号の2）を県社協会長に提出しなければならない。
- 3 県社協会長は、前項の申請書の提出があつた場合において返還猶予が適当と認めたときは、返還猶予の決定をし、借受人及びその連帯保証人に対してその旨を通知するものとする。

第16条 返還の債務の裁量免除

- 1 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったとき、かつ、相続人又は第6条で規定する連帯保証人へ請求を行つてもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、貸付けた修学資金等（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。
 - (1) 死亡し、又は障がいにより貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
 - (2) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

- (3) 鳥取県内等において貸付けを受けた期間以上、第13条の返還免除対象業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

- 2 返還免除を受けようとする者は、介護福祉士修学資金等返還免除申請書（様式第7号の1）又は再就職準備金返還免除申請書（様式第7号の2）に在職証明書（別紙2）を添えて県社協会長に提出しなければならない。
- 3 県社協会長は、前項の申請書の提出があった場合において返還免除が適当と認めるときは、返還免除の決定をし、申請者及びその連帯保証人に対してその旨を通知するものとする。

第17条 延滞利子

県社協会長は、借受人が正当な理由がなく修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

第18条 届出

- 1 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に定める書類を県社協会長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は住所を変更したとき
借受人氏名（住所）変更届（様式第8号）
- (2) 退学したとき
介護福祉士養成施設等退学届（様式第9号）
- (3) 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき
介護福祉士修学資金等辞退届（様式第10号）
- (4) 休学し、又は停学の処分を受けたとき
介護福祉士養成施設等休学（停学）届（様式第11号）
- (5) 復学したとき
介護福祉士養成施設等復学届（様式第12号）
- (6) 転学したとき
介護福祉士養成施設等転学届（様式第13号）
- (7) 卒業したとき
介護福祉士養成施設等卒業届（様式第14号）
- (8) 介護福祉士又は社会福祉士の登録をしたとき
介護福祉士等登録届（様式第15号）
- (9) 鳥取県内等において介護等の業務に就業したとき
就業届（様式第16号）
- (10) 就業場所を移転したとき

- 就業先変更届（様式第17号）
- (11) 介護等の業務を退職したとき
退職届（様式第18号）
- (12) 連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき
連帯保証人氏名（住所）変更届（様式第19号）
- (13) 貸付金振込口座を変更したとき
介護福祉士修学資金等振込口座変更届（様式第22号）
- (14) 卒業後の就職先が鳥取県外（又は介護福祉士・社会福祉士の業務以外）の事業所に就職するとき
卒業後鳥取県外等就職先届（別紙1）
- (15) 返還猶予決定後、毎年4月1日現在の状況を報告するとき
業務状況報告書（別紙3）
（業務に従事している場合にあつては在職証明書（別紙2）を添付すること）
- 2 連帯保証人は、借受人が死亡したときは、借受人死亡届（様式第20号）を県社協会長に提出しなければならない。
- 3 借受人は、連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産宣告等連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、連帯保証人変更届（様式第21号）を県社協会長に提出しなければならない。

第19条 雑則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表

（単位：円）

| 年 齢 | 級 地 区 分 | | | | | |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 1級地-1 | 1級地-2 | 2級地-1 | 2級地-2 | 3級地-1 | 3級地-2 |
| 19歳以下 | 42,080 | 40,190 | 38,290 | 36,400 | 34,510 | 32,610 |
| 20～40 | 40,270 | 38,460 | 36,650 | 34,830 | 33,020 | 31,210 |
| 41～59 | 38,180 | 36,460 | 34,740 | 33,030 | 31,310 | 29,590 |
| 60～69 | 36,100 | 34,480 | 32,850 | 31,230 | 29,600 | 27,980 |
| 70歳以上 | 32,340 | 31,120 | 29,430 | 28,300 | 26,520 | 25,510 |

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第百五十八号）」に準ずる。